

議案第60号

朝来市駅交流施設条例制定について
朝来市駅交流施設条例を別紙のとおり定める。
令和8年8月27日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

鉄道等公共交通利用者の利便性の向上及び多様な交流の促進を図り、もって地域の活性化に資するための朝来市駅交流施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市駅交流施設条例

(設置)

第1条 公共交通利用者の利便性の向上及び多様な交流の促進を図り、もって地域の活性化に資するため、朝来市駅交流施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
生野駅東口交流施設	朝来市生野町口銀谷229番地 1

(開館時間)

第3条 施設の開館時間は、午前6時から午後10時30分までとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第4条 施設の一部を占有して利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがある者
- (2) 施設、設備又は備品等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある者
- (4) 施設の管理上支障があると認められる者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用が不相当であると認められる者

(利用許可の取消し等)

第6条 市長は、施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示に違反したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 施設、設備又は備品等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により、利用者に損失が生じることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

(禁止行為)

第7条 何人も、施設において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売その他の商行為、募金その他これらに類する行為
- (2) 火気の使用、騒音、暴力など、公の秩序又は善良の風俗に反する行為

(3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為
(原状回復の義務)

第8条 利用者は、施設の利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第6条の規定により利用の許可が取り消され、又は利用の中止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害の賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備又は備品等を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、これを原状に回復できないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(使用料)

第10条 施設の使用料は、無料とする。

(指定管理者による管理)

第11条 施設の管理は、朝来市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年朝来市条例第265号)に基づき、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設の維持管理に関する業務

(2) 施設の利用の許可に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上必要な業務

3 指定管理者に第1項の管理を行わせる場合における第3条から第6条までの規定の適用については、第3条ただし書中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第4条、第5条及び第6条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第2項中「市」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 60 号資料

朝来市駅交流施設条例 逐条解説

(設置)

第 1 条 公共交通利用者の利便性の向上及び多様な交流の促進を図り、もって地域の活性化に資するため、朝来市駅交流施設（以下「施設」という。）を設置する。

【解説】

この条は、朝来市内の駅において、朝来市駅交流施設を設置する趣旨を定めています。施設の設置により、公共交通機関の利用者の利便性の向上を図るとともに、市民、観光客その他の施設利用者による多様な交流を促進し、地域の活性化に資することを目的とするものです。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
生野駅東口交流施設	朝来市生野町口銀谷229番地 1

【解説】

この条は、交流施設の名称及び位置を定めています。

(開館時間)

第 3 条 施設の開館時間は、午前 6 時から午後 10 時 30 分までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

【解説】

この条は、交流施設の開館時間を定めています。
開館時間は、駅の始発列車、終電列車の発車時間を基に定めています。

(利用の許可)

第 4 条 施設の一部を占有して利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。
2 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付することができる。

【解説】

この条は、施設の一部を占有して利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないことを定めています。また、許可された事項を変更しようとするときも、市長の許可を受けなければなりません。
市長は、施設の管理上必要がある場合には、利用許可に条件を付することができることを定めています。

(利用の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。
(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがある者
(2) 施設、設備又は備品等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがある者
(3) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある

る者

(4) 施設の管理上支障があると認められる者

(5) 前各号に掲げるもののほか、利用が不相当であると認められる者

【解説】

この条は、施設の適正な管理と利用者の安全を確保するため、各号のいずれかに該当する者に対し、市長が施設の利用を拒否し、又は施設からの退去を命ずることができることを定めています。

(利用許可の取消し等)

第6条 市長は、施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示に違反したとき。

(2) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(3) 施設、設備又は備品等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により、利用者に損失が生じることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

【解説】

この条は、第4条に基づく利用許可を受けた者に対して、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる場合を定めています。

また、利用者に損失が生じた場合でも、市はその補償の責めを負わない旨を定めています。

(禁止行為)

第7条 何人も、施設において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売その他の商行為、募金その他これらに類する行為

(2) 火気の使用、騒音、暴力など、公の秩序又は善良の風俗に反する行為

(3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為

【解説】

この条は、施設における禁止行為を定めています。

何人も、各号に掲げる行為をしてはならないものです。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、施設の利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第6条の規定により利用の許可が取り消され、又は利用の中止を命ぜられたときも、同様とする。

【解説】

この条は、利用者が施設の利用を終了したとき、また、第6条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用の中止を命ぜられたときも同様に、施設を原状に回復しなければならないことを定めています。

(損害の賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備又は備品等を滅失し、損傷し、又は汚損した

者は、これを原状に回復できないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

【解説】

この条は、故意又は過失により施設、設備又は備品等を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならないことを定めています。

(使用料)

第10条 施設の使用料は、無料とする。

【解説】

この条は、施設の使用料は無料とすることを定めています。

(指定管理者による管理)

第11条 施設の管理は、朝来市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年朝来市条例第265号）に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 施設の利用の許可に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上必要な業務

3 指定管理者に第1項の管理を行わせる場合における第3条から第6条までの規定の適用については、第3条ただし書中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第4条、第5条及び第6条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第2項中「市」とあるのは「指定管理者」とする。

【解説】

この条は、施設の管理を指定管理者に行わせることができること、その業務の範囲及び指定管理者が管理する場合の関係規定の読替えについて定めています。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項について、規則で定めることを規定しています。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

【解説】

附則では、この条例の施行日を令和8年10月1日と定めています。